

同姓同名による誤認混同の防止のための告知

これまで当職を同姓同名の全くの別人である吉田良夫弁護士と誤認混同するという事態が発生しており、現時点においても同様の誤認混同のおそれが消えておりませんので、事実関係を明確にするために念のための告知をいたします。

当職は第二東京弁護士会所属の弁護士ですが、これまでもたびたび東京弁護士会所属であった同姓同名の全くの別人である吉田良夫弁護士と誤認混同され、消費者金融会社その他団体から身に覚えのない事項で問合せ等の連絡を受けることがありました。

当職はその度ごとに別人である旨を説明し個別に対応をして参りました。

過去において、実際に、当職は、同姓同名の東京弁護士会所属であった吉田良夫弁護士が平成 6 年 1 月 1 日に東京弁護士会から業務停止の懲戒処分を受けたことがあり、未だにインターネットでその情報を検索することができるために、当職が東京弁護士会から業務停止の懲戒処分を受けたことがあるのではないかという懲戒処分の問い合わせを受けたこともありました。

この件は当職に対する直接のお問い合わせであったために、当職が同姓同名の別人であることを説明することができ、それにより事なきを得ましたが、直接の問い合わせをしないままインターネットによる情報だけにに基づき、いまだに当職を東京弁護士会から懲戒処分を受けた別人の吉田良夫弁護士であると誤認混同する方が存在する可能性は否定できません。

そして先日も同姓同名の別人の吉田良夫弁護士へのお問い合わせを受けたことから、当事務所のホームページにおいて、当職は東京弁護士会から業務停止の懲戒処分を受けた吉田良夫弁護士とは別人であり全く関係がないことを告知いたします。

平成 30 年 12 月 12 日

吉田総合法律事務所
所長弁護士 吉田良夫